

介護予防・日常生活支援総合事業事業所  
地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
管 理 者 様

大牟田市 保健福祉部 福祉課  
介護保険担当課長 龍 俊彦

## 介護予防・日常生活支援総合事業における令和6年4月からの単位について (改定)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、本市の介護保険行政の推進につきましては、日ごろからご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和6年4月1日から介護給付において報酬改定が行われることを踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の単位を改定します。

つきましては、下記のとおりお取扱いいただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 改定するサービス種類

- ・訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス、基準緩和型訪問サービス）
- ・通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス、基準緩和型通所サービス）
- ・介護予防ケアマネジメント

#### 2 改定内容

別添「大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービスの報酬改定について」のとおり

#### 3 サービスコード表・単位数マスタ

給付費請求に必要な総合事業サービスコード表及び単位数マスタについては、大牟田市のホームページに掲載しています。

##### 【掲載場所】

トップページ>分類から探す>健康・福祉・介護>高齢者の介護・福祉>介護予防>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する事業者向け情報

#### 4 加算の変更について

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について、令和6年4月サービスからの算定の変更をされる場合は、別紙「既存のサービス事業所の届出留意事項」を参照のうえ、令和6年4月15日（月）までに提出してください。届出の新様式は大牟田市のホームページに掲載しています。

（加算届）介護予防訪問介護相当サービス

（加算届）介護予防通所介護相当サービス

なお、令和6年4月から新たに導入される「高齢者虐待防止措置未実施減算」と「業務継続計画未策定減算」については、届出がない場合は「減算型」となりますのでご注意ください。

裏面へ

別紙「既存のサービス事業所の届出留意事項」より抜粋

項番	サービス種類	変更点	取扱い
1	A 2 : 介護予防訪問介護相当サービス A 6 : 介護予防通所介護相当サービス	高齢者虐待防止措置 実施の有無 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。
5	A 6 : 介護予防通所介護相当サービス	業務継続計画策定の 有無 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。

【問い合わせ先】 大牟田市役所福祉課介護保険担当  
電話 : 0944-41-2683 FAX : 0944-41-2662